

佐久市文化財保護審議会会議次第

日 時 平成 24 年 3 月 14 日 (水)
午前 10 時～
場 所 野沢会館 102 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 会議内容

協議事項

① 旧志賀村役場の保存について 資料 1

② 桑山の五輪塔群について 資料 2

③ 岩村田若宮神社祇園社神輿について 資料 3

報告事項

① 八幡神社について 資料 4

② 旧中込学校の改修について 資料 5

その他

5 閉 会

「旧志賀村役場庁舎」の文化財としての検討

平成23年度対応記録

(検討の経過)

- ・平成10年未指定主要文化財として掲載
- ・管財課よりの協議のうえ、7月6日 平成23年度第1回佐久市文化財保護審議会において、事務局より資料を提示し、建造物の文化財的な価値と保存について問題提起
- ・平成23年7月29日、東地区区長会副会長である上宿区長、及び中宿区長より、施設の返還と跡地利用等の要望書が市長に提出
- ・11月25日 平成23年度第2回佐久市文化財保護審議会委員による文化財パトロールとして現地建造物を確認のうえ、事務局より文化財審議委員に意見を求める。

(建造物の価値)

- ・旧志賀村役場庁舎は、明治33年12月に工事着手され、設計仕様書が「志賀村役場建設資料」として残されている。志賀村は、江戸時代からの村名で、明治22年の町村制施行後昭和30年まで自治体名として継続された。
- ・建物の特徴は、外壁の下見板張りで、日本の伝統である真壁造りの土壁部分を下見板張りに替えたような様式である。これは、18世紀末期頃からアメリカの木造住宅様式として用いられるようになった木骨様式（スティックスタイル）を応用した形式である。

この木骨様式は長野県では明治20年代に普及し始め、擬洋風学校が盛んに建てられた時期でもある。

このときの外壁は漆喰仕上げの大壁であり、伝統的な土蔵の収まりとは異なっていたために、すぐに亀裂や剥落が生じてしまった。

この欠陥は外壁を下見板張りにすることで克服した「西洋建築」様式としての建造物である。

- ・県内の類似施設は、長野県会議事堂（明治20年焼失）、長野県尋常師範学校（明治20年建築、明治40年焼失）、旧屋代小学校校舎（明治21年）、そして旧大沢小学校（明治25年、平成8年市文化財指定）がこの様式であり、志賀小学校（現文化財課事務所）にも下見板張りが継承されている。

※資料の引用は「佐久市志」の記述による

(保存についての検証)

- ・建物の特徴である下見板張りの塗装はほとんど劣化し、板にも一部腐食が見られる。
 - ・内部の柱は、青くペイントされ、当時の事務室に畳が敷かれているが撤去しないと床の状況は判断できない。
 - ・建具は全体的に傷みが著しい。
 - ・増築部分とオリジナルの部分に違和感があり、補修をする場合は従来の様式に復する必要があるのではないか。
 - ・修復には相当の費用が見込まれると思われるが、詳細は建築関係者に委託しなければ経費の計上が困難である。
 - ・移転復元をするならば、当時のものを新築する以上の経費がかかるものと推測され、更に、文化財の保存管理においては地元の協力が不可欠であるにも関わらず、現地を更地にする、災害時の避難所として活用することを要望しており、他に移すことを望んでいるもので、地元の協力は現状では期待できない。
- ※以上現地調査での佐久市文化財審議委員の意見要約

(文化財審議委員からのレポート結果) H24.1.6現在

1. 残すべき価値がある 3名
 - 1) 当初の建築物に復元して保存 2名
(同時代の公的建築物として保存の対象にすべき)
 - 2) 地元が何もせず行政一任では対応が難しい 1名
(住民と一体となった保存活動であるべき)
2. 専門家に調査を依頼 3名
 - 1) 全体的に傷みが大きく復元に多額の費用を要する 2名
 - 2) ふるさと納税、ゆかりの人などへの資金協力呼びかけ 1名
 - 3) 文化財的な価値を見極める 1名

注) 1 集計人数は重複回答があるためにレポート提出数と一致しない。

注) 2 同時代の市内建造物は、旧中込学校、旧大沢小学校、旧志賀小学校、そして旧志賀村役場をいう。

桑山の五輪塔群

H23.11.17 撮影



諏訪八幡大明神社について

桑山耕地総代

諏訪八幡大明神社は旧桑山郷の鎮守神で、明治政府の神社合祀令により明治42年に現在地の大字蓬田字蓬田の八幡神社境内に移転された。それ以前は大字桑山字明神平 700 番地(現 700 番地1~27・701 番地1~18)に鎮座し、その境内は7反6畝24歩でその他に社務所や神主宅もあり、鬱蒼と生い茂る森に囲まれた神社であった。(注) 昭和二十年代まで、参道の脇には櫟の大きな切り株がいくつも残っていて往時を偲ぶことができた。

明治の移転は、3日がかりの桑山郷中総出で本殿を丸太のコロを敷いて引っ張って移動したと伝えられており、盛大な遷宮祭が行われたと言う。昭和54年に拝殿の屋根を葺き替え、その折り解かった事であるが、垂木が棟木にアリミゾ組をしてあったがほとんどが割れて釘止めになっていた。これは明治の移転の折に拝殿は解体したためと考えられる。

諏訪八幡大明神社に現存する棟札の最古のものは、「奉建立諏訪八幡兩社一字成就御棟札」永禄11年9月13日(1569年)、今から430年余前になる。又、文久二戌年の「奉建立御柱一字成就棟札」があり、御柱祭も行われたことがあったのである。

なお明治の合祀の際には諸社も同時に本殿の裏に移転されたことが棟札に記されている。その旧所在地は

- | | | | |
|-------|-----------------------|-------|-------------|
| ・近津社 | 字腰巻 1272 番地(常泉寺境内の飛地) | | |
| ・道祖神社 | 字駒込 161 番地 | ・金比羅社 | 字梅天 898 番地 |
| ・稻荷社 | 字梅天 897 番地 | ・山神社 | 字女石 1204 番地 |
| ・諏訪社 | 字御牧原 1227 番地 | ・秋葉社 | 字下道寺 933 番地 |

の7社であり、それらを証す計37枚の棟札が二つの木箱に収められ保存されている。例祭には昭和30年代までは全氏子が下げ重(おつまり持参)で参加していた。昭和22年までは春秋2回とり行われていたが、それ以降は年1回、9月15日に行っている。現在の氏子数は村内に102戸である。

資料No. 3

岩村田神輿平成修理解体部材調書

岩村田神輿平成修理解体部材リスト(当初材)

No.	名称	個数	寸法 (尺)		材種
No. 1	基台床板	1組 (材数5枚)	一辺:約3尺1寸		ヒノキ
			板厚:約6分		
No. 2	地長押	1組 (材数4本)	一辺:約1尺8寸		ヒノキ
			部材:約正1寸6分		
			:約幅1寸1分		
No. 3	腰長押	1個	一辺:約1尺7寸7分		ヒノキ
			正:約1寸2分		
			幅:約9分		
No. 4	内法長押	1個	1辺:約1尺7寸7分		ヒノキ
			正:約1寸2分		
			幅:約9分		
No. 5	正面壁板	1組 (材数4枚)	幅:約1尺4寸		ヒノキ
			高:約1尺6寸7分		
			厚:約3分		
No. 6	背面壁板	1枚	幅:約1尺4寸1分		ヒノキ
			高:約1尺6寸5分		
			厚:約3分		
No. 7	胴床床受材	1本	幅、正:約6分角		ヒノキ
			長:1尺5寸		
No. 8	井 垣	1式	鳥居脇柱	高:約5寸2分	ヒノキ
			柱	高:約5寸2分、7分角	ケヤキ
			貫	正:約5分、幅:約2分	ケヤキ
			地覆	正:約6分、幅:約1寸1分	ヒノキ
No. 9	瓔珞吊材	4本	長:約2尺5寸2分、幅約1寸、厚:3分		ヒノキ
No.10	垂 木	1式	正:約4分、幅:約3分、長:約3寸3分		ヒノキ
No.11	屋根下地	1式	厚:約2分		スギ
No.12	屋根化粧板	1枚	厚:約1分5厘		ヒノキ
No.13	内部構造材	2枚	長:約1尺7寸4分		ヒノキ
			幅:約1寸9分 厚:約7分		
No.14	真 木	1本	長:約2尺9寸 約4寸9分角		マツ
No.15	真木受け	1本	長:約3尺8分 約2寸3分角		マツ
No.16	蕨 手	3本			ケヤキ
					銅
No.17	蕨手飾金物	1式			銅
No.18	露 盤	1個			高:約2寸9分、厚:約6分
			一辺:約5寸8分		

No.19	鳳 凰	1 個	高：約1尺2寸、幅：約1尺、前後：約7寸	銅
No.20	瓔珞部品	一式		銅
No.21	露盤金板	1 枚		銅

※No.14 の真木は若宮神社内祇園舎より発見されたもの。

※No.19 鳳凰は修復箇所が多く当初のものか断定しにくい。

岩村田神輿平成修理解体部材リスト(後の修理による補修部材)

No.	名称	個数	寸法 (尺)	材種
No. 1	真 木	1 本	長：約2尺9寸 約4寸9分角	マツ
No. 2	柱 補 強 金 具	4 本		鉄
No. 3	蕨手隅木補強金具	4 個		鉄
No. 4	井 垣 飾 金 物	1 式		銅
No. 5	内 部 構 造 材	2 枚		鉄
No. 6	胴 床 床 受 材	1 本		マツ

今回の神輿解体修理においては、今後も神輿を祭事に使う都合上、痛みの激しい当初部材においては、使用を避け保存用の箱で厳重に保管を行う。
また、今回の修理に関する資料の一式も同箱にて保存し部材とともに後世に残していく。



部材保存用の箱



箱内部部材保存状況

八幡神社保存等に関する打ち合わせ会議録

日 時 平成24年1月20日

午後2時から

場 所 八幡コミュニティーセンター

出席者

八幡区小林区長、八幡神社総代長 井出、副総代長 依田
文化財保護審議委員 依田委員、春原委員
文化財課吉澤課長、岡部係長、羽毛田、井出

●要望事項

八幡神社の歴史的・文化財的価値について、詳細な調査がされていないように思う。
建物・彫刻の価値を専門家に見てもらいたい。(合わせて諏訪社も)
彫刻の色が落ちてきてしまっている。修復・保存をしてほしい。

●確認事項

・専門家による八幡神社の価値の調査について

他の地区からも神社の文化財的価値についての調査の依頼がある。長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 上條指導主事による調査を予定しているので、併せて確認していただくよう要望する。

調査は1月30日以降となる。日程の調整は文化財課で行うので、区の皆さんには立会いをお願いしたい。

・八幡神社に関する古文書等の資料の収集について

早稲田大学に預けてあるといわれている資料についてのコピーをもらっておいたほうが良い。(内容は未確認)、

その他、八幡神社に関する資料について、文化財保護審議会委員の依田委員と春原委員で調査・確認をしてもらう。

・保存会等の設立について

文化財の保存については、地元区民の理解と熱意が必要。八幡神社について、区民有志による保存を考えてほしい。

保存会は単に八幡神社の環境整備だけでなく、古文書等の勉強や、それにより解ったことを区民全体に広げていく活動の取り組みも。活動を継続的に行っていくことにより区民全体の八幡神社に対する意識の向上にも繋がっていく。

・歴史勉強会の開催について

羽毛田学芸員による歴史講座等勉強会の開催要望あり。

地元の自主的気運の高まりを促していきたい。

・彫刻等の修復について

市の文化財については、市から 1/2 以内の補助があるが、地元による負担金も必要。修理については予算の関係もあるので、計画的な対応が必要となる。事前に市と協議をしてほしい。

午後 3 時 30 分 終了

108 はちまんじんじや みずがきもん
八幡神社の瑞垣門



指 定 市有形文化財 平成9年2月20日
所在地 八 幡
所有者 八幡神社

瑞垣門は、宝永5年（1708）に小諸藩主牧野周防守が大願主となって、2本足（現在は袖垣を造り付けて門を補強している）で重たい屋根を支え建っていたので有名になり、遠方からこの門を見学しながら参拝に来る人が多かったと言い伝えられている。

神社境内の建造物の中では最も古い。

109 はちまんじんじゃ ずいじんもん
八幡神社の隨身門



指 定 市有形文化財 平成9年2月20日
所在地 八 幡
所有者 八幡神社

隨身門は、天保14年（1843）小諸藩主牧野遠江守康哉が大願主で、用材のうち、樺材は川西地方村々の山から調達され、構造は、三間一戸楼門で一階と二階の境は親柱に擬宝珠をつけた高欄の縁側を巡らしています。虹梁、桁の上の間等には浮彫り、高肉彫りの彫刻が施されて両脇の間には剣をはき弓を持った衣冠束帯の武官像を安置している。

108 八幡神社の瑞垣門（中門） 瑞籬門

瑞垣門は、宝永5年（1708）に小諸藩主牧野周防守康重公が大願主となって、建てられた。2本足（現在は袖垣を造り付けて門を補強している）で重たい屋根を支えて立っていたので近隣で有名になり、遠方からこの門を見学しながら、参拝に来る人が後を絶たなかったと言われている。

今の袖は、明治31年の営繕の際と昭和9年の営繕の時に、付け加えられたものである。

この門は、三百数年前に建造されており、八幡社の建造物の中では、高良社に次ぐ二番目に古い建物で貴重な建物である。

109 八幡神社の隨身門

用材のうち檜材は、村内に少なかったため、川西の片倉二カ村、春日村、春日新町、岩下村などの山の檜材のうち用に立つものを残らず切り出し、運搬賃寄進で運んだという記録が残っている。それにしても、他村の大切な用材をいただくのに、殿様のお声掛かり故できたのでしょうし、隨身門には前記村々の住民の好意を越えた信仰の力が加わっていると思うのである。

隨身門に高く懸かっている額は、幕末の征東大総督の宮、有栖川彰仁親王の親筆で、「止戈為武」と横書きされており、「武」とは「^兵戈」を「止」めることにあるという真意を伝えたもので、八幡社には誠にふさわしいものであると思う。

この親筆は、明治32年7月に書かれており、昭和9年5月5日、依田秀氏と依田健之助氏によって奉納され、檜の額製面は同年同月同日付で依田秀、依田健之助、依田祐治、依田勇、依田和夫ら5氏によって奉納されている。

110 はちまんじんじや ほんでん
八幡神社の本殿



指 定 市有形文化財 平成9年2月20日
所在地 八 幡
所有者 八幡神社

本殿は、安永10年（天明元年1781）小諸藩主牧野遠江守康満が大願主となって、寺尾山、諏訪山の材木の寄進、近村の多額の寄付と、諏訪、上小、南北佐久にわたって浄財が集められ、天明3年（1783）5月27日遷宮まで3カ年の歳月を要して築造された。

大工棟梁は野沢の小泉吉右衛門で、彫刻は上州田沢花輪地方出身の京都御用御彫師高松□八郎となっている。

祭神は誉田別天皇（応神天皇）、息長帯姫命（神功皇后）、玉依姫命の三柱となっている。

110 八幡神社の本殿

本殿の建築の精巧さと、彫刻の素晴らしさは、中仙道六十九次の宿場の民社中では唯一の神社として知られている。大工棟梁は野沢の小泉吉右衛門で、彫刻は上州田沢花輪地方出身の京都御用御彫師の高松亦八郎によって彫刻されている。、拝殿は全く趣が違う諏訪の彫刻家、立川流初代棟梁和四郎富棟の門人と伝えられ、和四郎そのままの鑿の鋭さがうかがえる。

安永10年(天明元年)から天明3年5月7日(1783年)の遷宮まで3カ年の歳月を要して現在の本殿が造築された。続いて、拝殿は天明3年から4年にかけて造築されたが、奥行き2間という狭さは、天明3年の飢饉の影響を受けた結果だろうか。

「佐久市誌」では「八幡神社本殿に見られる紅梁の^{えよう}絵様、^{たいへいづか}大瓶束の形式、蕨手装飾には小泉吉右衛門の伝統がしっかりと表現されており、また、糊粉彩色された隅行尾垂木の龍の彫刻や縁下の羽目の彫刻技法は、明らかに上州、田沢、花輪地方の彫物大工の特色をあらわしている。このことから、八幡神社の本殿は小泉吉右衛門と田沢花輪地方の彫物大工(高松亦八郎、高松又八邦教の門人等々)の共作によって完成された建築と考えられる」と記載されている。

本殿の建築の精巧さと彫刻の素晴らしさは、また、拝殿の素朴な中にも力強い、今にも動き出さんばかりの唐獅子や、昇竜、降龍、本龍、松に鷹、迫力ある立川流のこれまでの静的で平板な装飾彫刻を作風破立した彫物は共に文化財として、大切に後世に伝える責任

感じる 天明3年の造築は八幡社としては歴史的な大事業であり、細かな記録は、今、早稲田大学に保管されているそうである

(参考文献 「浅科村・八幡社由緒」「佐久市誌」「佐久市観光協会 神社・仏閣」)

管理事務所トイレの改修状況



(女性トイレ)

(男性トイレ)

国史跡 重要文化財 旧中込学校
施設改修の状況 (平成24年3月8日 撮影)



ベランダ修復の状況

